

離職証明書の記載内容に関する確認書

令和 7 年 6 月 2 日

○事業所名称 前田建設工業株式会社 中部支店

○事業所所在地 大阪府大阪市中央区久太郎町 2-5-30

○事業主氏名 前田建設工業株式会社 関西支店

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。

異議あり ・ ~~異議なし~~

○離職年月日 令和 7 年 6 月 / 日

○離職者住所 [REDACTED]

○離職者氏名 木村 俊介 

○雇用保険被保険者番号 [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

以上

※本件離職は、2025年5月29日付で消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）室より正式に発出された通知に基づくものであり、公益通報者保護法に則って、企業に対し「内部公益通報対応体制の実効的運用」および「制度不備の是正」が求められた案件に該当します。

当方は2024年8月以降、医師の診断により休職療養中の立場にありましたが、企業側からは通報制度に基づく一切の調査・対応がなされないまま、2025年4月23日付で一方的に解雇通知が送付されました。さらにその2日後、4月25日には、企業より「行政への通報が会社の名誉を毀損した」との後付け理由書が発出され、通報行為そのものが解雇理由として明記されました。

これらの経緯は、制度的抑圧および通報者への報復的対応に当たると認識しており、消費者庁でも記録・是正対象とされています。

よって、当方は本離職の理由に明確に異議を申し立て、離職証明書の記載内容については「異議あり」といたします。